

岡本韋庵『小学新編』敬和第三・訳注

有馬 卓也

はじめに

『小学新編』は岡本韋庵が明治一五年に内外兵事新聞局より発行した小学生用の修身教科書である。返り点付漢文で書かれ、三卷一六篇より成る。各篇の冒頭に概要を記し、その後には箴言（中国古典からの引用はない）、実例（日本・中国・西洋からの例話を引く）という構成になっている。本書については「明治初期の教育と海外知識―岡本韋庵を中心に―」（講座 近代日本と漢学（第五卷）『戎光洋出版、2020』）において言及したが、そこでは本書の詳細について示す紙幅がなかったので、本稿で改めてその敬和第三の全容を提示したい。敬和第三は夫婦間における女性の役割について論ずる一篇であり、先に本誌47集に翻刻訳注を掲載した『女訓新書』（写本）とともに、岡本の女子教育観を伝えている。本訳注では『小学新編』全体の構成を提示した上で、敬和第三の全文を掲載する。

なお、明治前半期の女訓書については稿を改めて論じる予定である。

『小学新編』概要

『小学新編』三卷一六篇の構成と概要は以下の通りである。各篇の題目、冒頭の概要、箴言数、実例数（日本・中国・西洋の数）の順に記してある。

卷上

孝弟第一

善く父母に事ふ、之を孝と謂ふ。善く兄長に事ふ、之を弟と謂ふ。弟と孝とは、其の道を二とせず。父母に事ふるの孝を推して、以て兄長に事ふれば、即ち是れ弟。師に事ふるに至るも、亦其の孝弟の心を推すに過ぎず。故に人道は孝弟より大なるはなし。孝弟は万善の基なり。苟も孝弟ならざる者は、其の人才ありと雖も、道に足らざるなり。孝弟第一を冀む。

箴言―21・実例―24（日13・中7・西4）

忠誠第二

君臣主僕の相接するの道は、一へに忠誠を以て之を貫くのみ。

臣の君に事へ、僕の主に事ふるは、則ち論なきのみ。即ち君主の民を保つも亦必ず之を以てす。人民男女の義挙をして国に報ぜしむるも亦必ず之を以てす。忠誠第二を彙む。

箴言—13・実例—41（日18・中16・西7）

敬和第三

夫婦の道は一国の風化の本づく所。其の要は唯だ敬と和とのみ。敬すれば則ち礼あり、自ら狎邪の行ひなし。和すれば則ち親愛あり、曾て乖離の心なし。是れ夫婦の大経たり。敬和第三を彙む。

箴言—18・実例—28（日13・中11・西4）

信讓第四

朋友の交はりは、忠信もて以て人の親しみ致し、謙讓もて以て己の過ちを聞く。是れ其の一日も或忽ゆるがせにすべからざる所以なり。即ち衆人に遇ふも亦必ず斯の道に由る。然る後に益ありて損なし。信讓第四を彙む。

箴言—11・実例—24（日7・中13・西4）

卷中

苦学第五

人の材徳は、皆学習に藉たすりて之を致す。奮励して置かず、能く勞苦に耐へて以て成ることあるに帰す。窮まり餓え斃たおれて而る後に止む。己を為すに非ざるはなし。苦学第五を彙む。

箴言—19・実例—46（日20・中6・西20）

自立第六

人道は相須ちて生を成す者なり。而して其の本は自立するに在り。不たずんば則ち畢生蠢蠢として「①」糊口を勞する「②」のみ。全人「③」と為るを獲んかな。自立第六を彙む。

箴言—9・実例—15（日7・中1・西7）

①礼儀のないさま。

②生活に苦しむ。

③完全無欠な人。

操行第七

人の行ひ、其の類多し。真実之が根たり、正直之が幹たり。温厚・寛恕・謙遜、以て之を扶持す。然る後に全徳と称するに足る。是れ君子の以て天地を動かす所以なり。操行第七を彙む。

箴言—13・実例—13（日3・中5・西5）

言語第八

言語の及ぶ所、其の用は極めて広し。凡そ大小の事、必ず言語を藉かりて、以て其の志を達す。故に君子は人に接し物に応じて、常に言語を慎む。虚偽の戒、讒誣「①」の絶、然諾「②」すれば則ち果たし、誓約すれば則ち履む。敢て放過せざるなり。言語第八を彙む。

箴言—17・実例—25（日9・中9・西7）

①ありもしないことを言つて譏る。

②承諾する。

威儀第九

人は威儀あるを貴ぶ。威は畏るべきなり、儀は則るべきなり。人にして畏るべきなくんば、衆望みて之を侮る。事に処り物に

接するに、必ず扞格して「①」行はざるを致す。是れ忽ゆるがせにすべからざるなり。威儀第九を彙あつむ。

箴言—9・実例—16（日8・中2・西6）

①相手が受け付けず、はかどらないさま。

攝生第十

人の世に在るに、身体康強なるより福なるはなし。艱難に遭際し、餓寒困約して自ら存するあたはざるの中に在りと雖も、苟いひこも能く此の身を保ち、康健常の如くなれば、則ち是れ幸福の人と為るを失せず。攝生第十を彙あつむ。

箴言—12・実例—8（日4・中2・西2）

節用第十一

天万物を生じ、人之が長たり。食服居処は、皆人生に必需の物なり。其の善且つ美を得んと欲せば、争競止まず、必ず相殺し相奪ふに至る。故に達せし者は、通覽達觀して、節約に之れ務め、敢て一物に暴殄ぼうてん「①」せず。人と相安んじて以て無事を久遠に保つ。節用第十一を彙あつむ。

箴言—10・実例—25（日9・中8・西8）

①粗末に扱って消費する。

卷下

涵養第十二

君子の学は徳性に本づく。恐懼戒慎して、敢て自ら欺かず。寡欲の行もて、以て其の心を慊あきたるを求む。根本を培養する所以なり。涵養第十二を彙あつむ。

省克第十三

君子の学は内に心に省みて、以て其の善不善を知る。不善なれば則ち之に克ち、以て其の徳を全くす。欲を懲らしめ怒りを止むるが如き、是れ其の術なり。省克第十三を彙あつむ。

箴言—13・実例—25（日9・中9・西7）

度量第十四

君子は人に接するに寛宏ならざるはなし。人皆之が為ために化す。物を成す所以なり。亦己を為す所以なり。度量第十四を彙あつむ。

箴言—6・実例—31（日8・中12・西11）

慈仁第十五

人の生くるや、幸あり不幸あり。而るに不幸なる者は、毎つねに多に居る。仁人の心を尽して力を出すに非ざるよりは、何ぞ人人として之を済ますを得んや。凡そ慈恵の事は、近きより遠きに及び、人より物に及びて、緩急軽重の間は、察せざるべからざるなり。慈恵第十五を彙あつむ。

箴言—9・実例—37（日12・中11・西14）

教育第十六

父母は子に教へ、兄長は弟に教ふ。是れ天下の通誼なり。故に人は賢父兄あるを貴ぶ。師の徒に教ふるも亦是れ父兄に代はる所以なり。其の任、焉これより重きはなし。教訓は其れ忽ゆるがせにすべけんや。教訓第十六を彙あつむ。

箴言—12・実例—16（日6・中6・西4）

『小学新編』敬和第三・訳注

【凡例】

- 一、テキストは国立国会図書館の近代デジタルライブラリーのものを使用した。
- 一、本文は返り点付き漢文で記されているが、現在と異なる用法の表記もあり、従わなかった所もある。
- 一、旧字・俗字は新字に改めた。
- 一、難読字には必要に応じてルビを施した。
- 一、適宜、注釈・語釈を施した。
- 一、天皇・皇帝については在位年を（ ）内に記した。
- 一、年号については西暦を（ ）内に記した。

概要

夫婦の道は一国の風化〔①〕の本づく所。其の要は唯だ敬と和のみ。敬すれば則ち礼あり、自ら狎邪の行ひなし。和すれば則ち親愛あり、曾て乖離の心なし。是れ夫婦の大経たり。敬和第三を彙む。

① 風俗の教化。

箴言

① 婦人の心行は、一国の風俗に關はる。婦人の心行の卑陋なれば、其の風俗も亦卑陋ならざるなく、婦人の心行の高潔なれば、其の風

俗も亦高潔ならざるなし。故に家に良婦善母あるを要するは、国に英雄を出すより急なり。〔①〕

① 『女訓新書』の箴言（10）に類似の文がある。

② 男女相須ちて生るるは、曾て貴賤の別なし。唯だ其の剛柔の性を異にするは、唱和趣を異にする所以にして、女子の縝密專愨〔①〕なるが故に、其の下学に於ては、男子に過ぐるあり。特だ上達の力に乏しきのみ。〔②〕

① ここでは心づかいが細かく、ひたすらつつしむ様。

② 『女訓新書』の箴言（2）に類似の文がある。

③ 婚姻は必ず父母の命・媒妁の言を待ちて、郷党親故を召して、以て其の礼を行ふ。父母の命する所なるも己の心に欲せざる者のごときは、当に其の情由を陳べて、父母に再思を請ふべし。父母其の後害あるを見て之を禁ずれば、則ち其の所を固くす。年少にして婚配する者は、人の父母と為るの道を知らず。往往にして天年を夭折し、生まれし子も亦短矮尪弱〔①〕にして、人と為るを得ず。亦慮るべしと為すなり。

① 体が弱いさま。

④ 婚姻は族籍の最も近き者を避く。其の生れし子の育たざるが為なり。善良なる子女は、常に父母の性質の剛柔相反するに生まれ、白痴は多く同姓相婚の家に出づ。察せざるべけんや。

⑤醜悪女子にして美丈夫に配するは必ず其の厭ひ棄つる所と為る。乱家逆家の子にして容色絶世なる者あるは、悪報相続き、以て其の身に禍あるを恐る。人情天理は、往往にして然り。須らく抑遜「①」の意を存すべし。

①おさえへりくだること。

⑥女子の举止は宜しく安詳「①」なるべし、宜しく軽躁なるべからず。容姿は宜しく貞静なるべし、宜しく嬌艶なるべからず。嬌艶は人の調戲「②」を致す所以なり。其れ人と相見ゆるも、亦莊嚴なるを要す。巧笑斜視し、務めて媚態を作すべからず。身は潔清なるを要す。時に赴き、華美を競ふべからず。「③」

①落ち着いていて礼儀正しいこと。

②あざけりからかうこと。

③『女訓新書』の箴言（22）に類似の文がある。

⑦人と鳥獸と、復然として「①」趣を殊にす。而して其の趣を殊にする所以の者は、夫婦の別、焉より著しきはなし。故に夫婦は相敬ひ、当に未だ婚せざる時と異なることなかるべし。而して男女既に其の姓を異にす。女は男に一頭を譲り、必ず先づ礼法を服行す。故に婦人は黄昏の往来には必ず燭を秉り、夫の友を見れば必ず誠懇を致す。亦私事を話し、諸物を借貸せず。夫擅横なりと雖も、敢て争抗せず、専ら柔順を守り、夫をして我を愛し、我を信ぜしむるなり。一行敗ることあらば、百行皆廢る。慎まざるべけんや。

①はるかに遠いさま。

⑧夫婦相狎ることの甚だしければ、必ず相悔るに至る。其の言動、厭悪すべきなり。真正の夫婦は、其れ相愛し、他人と自ずから異なりて、婦過ちあれば、則ち夫之を諭すに、懇到誠切にして、敢て叱咤罵詈せず。夫過ちあれば則ち之を諫むるに、和色柔声にして、敢て嫉妬の心を懷かず。

⑨夫人の夫を敬ふの道は、唯だ是れ夫に辱めを致さず。一生の志願此に在り。行住坐臥、敢て忘れざれば、則ち婦人の道尽せり。夫の辱一段に至れば、舅姑の命と雖も、亦従ふべからざるなり。夫を舎てて舅姑に従ひ、夫に背きて兒子を育つれば、則ち夫に非行あるに由ると雖も、尚ほ未だ夫を辱むるの罪あるを免れず。

⑩婦人一たび人に適ぐの後は、夫の家を以て己の家と為す。故に古人は嫁を謂ひて婦と為す。万已むを得ざるの事あるに非ずんば、則ち乖離すべからざるなり。行に言ふべからざる者あるに至れば、則ち子を生むの後と雖も、必ず夫の棄絶する所と為る。而ち追悔するも益なし。

⑪室家の福は、時日に由りて変ぜず、地位に従りて易はず。人生修身の事業は、皆夫婦相愛に本づく。故に婦人は其の家を以て快樂の処と為し、以て男子労苦の心を慰むるあたはずんば、則ち男子の大名を享け、当世に顕らかなるも、亦是れ居室なき者は、其の生殊に慙むべきなり。

⑫一男もて一女に配す。是れ天理の当然なり。一家の実益は、一夫一婦の同居偕老するに生じ、一国の利益は、則ち一家の利益に生ずるなり。察せざるべけんや。

⑬婦たるの道は、良人の才識・品望の高下を視て、其の敬愛の情を軽重するべからず。良人の初めは富みて而る後に貧しきが如きは、尤も宜しく敬を加ふべし。設し主婦にして家長に敬順せざらしめば、則ち卑幼僕婢も亦皆之を輕侮す。家道の大乱は、復為むべきなし。

⑭婦人の交際は広きに務むべからず、意気相許すべからず。人の災厄を見て救済するも、亦必ず父母暨び良人の許可を俟つ。家に賓客多きがごときは、是れ良人の才徳の衆を踰えたるなり。宜しく和顔温容にして以て之に接すべし。不快の色ありて、良人の謗を衆に獲しむべからず。良人及び舅姑の鄙吝なる者は、宜しく之を彌縫し、陋を人に示すことなかるべし。

⑮夫は外事に管し、婦は内政を治む。内政は本なり。外事は末なり。故に善く婦道を執る者は、家政を承当し、幼児を教訓し、兼ねて夫に善を為し過ちを改むるを勧め、下流に沈めしめず。能く夫の志業を助け、不幸にして夫死して子幼ければ、則ち夫に代りて家を保ち、子孫をして其の業を襲ふを得しむるなり。

⑯夫死して遺孤あり、及び人の舅姑を侍養するなくんば、則ち婦た

るの道は、其の操守を変じて再醮する①を得ず。舅姑父母の命ありと雖も、決して従ふべからず。従へば則ち節を破る。

①再婚する。

⑰婦の舅姑に事ふるは、猶ほ父母に事ふるがごとく然り。女子既に嫁せば、則ち夫の父母を以て父母と為す。生む所の父母は私親たり。故に舅姑の命ずる所は、必ず謹み必ず敬ひ、敢て理直を以て之と争弁せず。専ら誠意を以て之に感動するなり。是れを之れ曲従と謂ふ。婦は舅姑に事ふるの道なり。

⑱人の繼室と為りて前妻の子を酷虐する者は、是れ特に母と為るあたはずんばあらず。亦是れ婦道を失ふの甚だしきなり。前妻の子の狼戾①なるが如きは、尤も宜しく誠心もて之に接し、以て其の善に遷すを待つべし。古より今に至るまで、前妻の子を酷虐して、其の身を子孫の利と為す者は、未だ之れあらざるなり。前妻の子を愛すること甚だ厚き者は、天に之に報いるに福祥を以てす。其の夫の弟妹に於けるも亦然り。察せざるべけんや。

①心がねじけて道理にもとること。

実例

(一)天孫瓊瓊杵尊①、嘗て笠砂の岬に行幸す。途に一佳人に遇ふ。甚だ儀觀あり。焉に問ひて曰く「汝は是れ誰の子なるか」と。對へて曰く「大山の祇神の子なり。木花開耶姬なり」と。又焉に問ひて曰く「汝豈に我が宮に入らんや」と。對へて曰く「妾は言ふを得ず。

妾の父将に言はん」と。天孫 迺ち大山の祇神に告ぐ。大山の祇神、謹みて諾す。遂に諸を宮に入れて妃と為す。彦火火出見尊を生む。

①本伝承は『古事記』『日本書紀』『播磨国風土記』などに基づく。

(2) 嵯峨天皇（八〇九〜八二二）の橘皇后①は、諱は嘉智子。贈太政大臣清友②の女なり。天資婉順にして、手を垂らせば膝を過ぎ、髪は地に委る。帝親王と為して之を納る。寵あり。登祚し進みて皇后と為す。宮闈③邕穆④にして、朝野之を称す。

①本伝承は『大日本史』后妃四に基づく。

②橘清友。奈良時代の貴族・歌人。

③奥御殿。

④和らぐさま。

(3) 紫式部①は式部丞藤原為時の女なり。右衛門権佐藤原宣孝に適ぐ。天資②敏慧にして、幼き時 人の書を読むを聞けば、輒ち能く諳記す。長ずるに及び、和歌を能くし、博く内外の史籍に渉る。兼ねて朝廷の典章③に通じ、『源氏物語』五十四帖を著はす。閑富④精妙にして、古今に度越し、自ら長ずる所を矜らずして詞家⑤の宗と為る。一條天皇（九八六〜一〇二二）大いに之を賞して曰く「是れ日本記を諳記する者は、是より人呼びて日本紀局と曰はん」と。人の為に貞淑にして、既に寡たり。東門院を候ふに、門院の父道長、其の才の美なるを愛し、慇懃を通せんと欲するも、拒みて従はず。

①本伝承は『大日本史』列女伝、林正躬『大東列女伝』（明治一七）、大大森惟中『女学読本』（明治一九）、西村茂樹『婦女鑑』四（明治二〇）な

どに取り上げられている。森惟中『女学読本』（明治一九）、西村茂樹『婦女鑑』四（明治二〇）などに取り上げられている。

②うまれつき。

③制度や文物。

④言葉が豊かなさま。

⑤ここでは歌人の意。

(4) 瀧長愷の妻某氏①は長門藩士の女なり。顔色黒醜なり。長ずるに及ぶも嫁せず。常に人に語りて曰く「妾は瀧先生の如き者を得て夫と為さんと欲す」と。長愷は儒雅にして、世に鴻名あり。是を以て聞く者皆之を笑ふ。或もの長愷に告ぐ。長愷曰く「是れ殆ど我を知る者なり。必ず能く我が家を治めん」と。遂に之を聘す。某氏婉順にして、能く内政を治め、識見も亦人に過ぐ。長愷嘗て客と語るに、常に屏風の後に在りて之を聞く。事 国忌に觸るれば、則ち退きて之を諫む。居ること数年、嘗て赤色糸団あり、其の袖より転じて墜つ。長愷怪しみて焉を問ふ。某氏忸怩として②曰く「妾は愚にして過ちをなくすあたはず。而れども其の過ちを寡くせんと欲す。故に赤白二糸団を製して、之を袖の中に置き、悪念起てば則ち赤糸を加へ、善念なれば則ち白糸を加ふ。此の如きこと三年、赤団日に益大し、白団多きを加へず。是に於て深く自省す。今は則ち二団相斉しきを致す。是れ殆ど良人の化する為なり。尚ほ白団の未だ赤団より大ならざるを恥づるなり」と。因りて白団を出して之を示す。長愷大いに其の志に感ず。益ます其の徳を修むと云ふ。③

①本伝承は内田尚長『女子孝節談』（明治一二）、千河貫一『日本立志編』

(明治一五)、岡本賢藏『修身女訓』卷六(明治一五)、林正躬『大東列女伝』(明治一七)、西村茂樹『婦女鑑』一(明治二〇)、石井音五郎・石井福太郎『尋常小学修身口授教案』(明治二〇)、松永乙一『小学少年教育美談』(明治二四)、篠田正作『女子立志美談』(明治二四)などに取り上げられている。

②心に恥じるさま。

③『女訓新書』⑩に同文を載せる。

(5)周の冀缺は晋人なり①。晋の胥臣 其の君文公の為に使して冀に過る。冀缺 糲り②、其の妻 之に饁す③。敬相待して賓の如し。之と帰る。諸を文公に言ひて曰く「敬は徳の聚なり。能く敬なれば必ず徳あり。徳あれば以て民を治む。君 請ふ、之を用いよ」と。文公 以て下軍大夫と為す。

①本伝承は『春秋左氏伝』僖公三三、『国語』晋語五などに基づく。

②雑草を刈り取る。

③饁はかれない。ここでは昼食を取るの意。

(6)後漢の宋弘は光武帝(二五〜五七)に仕へ、大司空たり。時に帝の姉胡陽公主①、新たに寡たり。帝与に共に朝臣を論ず。徐に其の意を觀る。主曰く「宋公は威容徳器ありて、群臣及ぶなし」と。帝曰く「方に且に之を凶らん」と。後に引見し、帝主をして屏風の後に坐せしむ。因りて弘に謂ひて曰く「諺に言ふ「貴は交はり易く、富は妻し易し」と。人情なるか」と。弘曰く「臣聞く「貧賤の友は忘るべからず。糟糠の妻は堂より下さず②」と」と。帝 顧みて主

に謂ひて曰く「事 諧はず③」と。

①本伝承は『後漢書』宋弘伝に基づく。

②糟糠は米かすと米ぬか。粗末な食事をさす。貧しい時を共にした妻は、立身出世しても離縁して家から追い出せない、の意。

③ここでは未亡人となった胡陽公主の再婚相手として宋弘を考えたが、うまくいかなかった、の意。

(7)明の張寅は安福の人なり①。弱冠にして出亡して冀に之く。其の才を憐む者あり。之を館穀②し、与に聯姻③せんと欲す。寅曰く「幼きとき嘗て邑人康氏の女を聘す。今、南北にして相聞問④せざる者、已に十年。何ぞ其の年遠く地隔たるに因りて竟に之に負くに忍びんや」と。会試に第せず⑤。乃ち南して帰る。是より先、康の父母も亦改め適がしめんと議す。女自ら誓ひて他なし。凜として奪ふべからず。是に至りて遂に諧ぎて伉儷し⑥、進士に登す。康を封じて安人と為す。

①本伝承の典拠等については未詳。

②賓客に宿所と食物を供する。

③親族同士で交際する。

④訪問する。

⑤合格しなかった。

⑥結婚する。

(8)英の維廉格白的、文名赫著たり①。嘗て歩兵官たり。砲兵官某の門を過ぐ。嚴冬の雨雪紛霏②たるに属す。女子の衣を濯ぶを

見る。維廉ウイレルム独り語る「是れ真に我が配なり」と。任期の満つるを待ちて之を娶らんと欲す。時に維廉ウイレルム年二十一、女十三。維廉ウイレルム、其の貯金一百五十奇尼キニを出して之に与へて曰く「無事に過活し、以て我が帰るを俟まちて」と。女、其の金を受けて別れを為す。後五年、維廉ウイレルムの任終り、倫敦ロンドンに還り之を訪ぬ。時に女加比丹カビダン③某の備④と為り、約して歳俸五磅ポンドを受く。維廉ウイレルムを見、向に受けし所の金を出して其の手中に置く。封緘フウケン故の如し。維廉ウイレルム大いに其の志に感じ、遂に礼を行ふ。果して良妻なり。維廉ウイレルム常に自負して曰く「我一生安樂昌榮なるは、皆我が妻の力なり」と。

①本伝承の典拠等については未詳。

②紛飛に同じ。雪などがみだれ散る。

③商館の最高責任者。

④雇われ人。

(9) 英に女子維廉ウイレルムあり①。父に従ひ亜美理駕アマメリカの泰比爾非テイルフ②に住す。父は邑宰ウヂノカミたり。女甫フ七歳にして土人の乱あり。父と同一トモに虜となり、後に父は金を出して自ら償ひて還る。女姿色あれば、土人之を留めて遣らず。長ずるに及び、土人の妻と為り子を生む。之を久しくして、泰比爾非テイルフに抵り、旧識キウシキに面し、平昔を話す。衆其の薄命を悲しみ、之に勧めて還らざらしめんとす。維廉ウイレルム肯んぜずして曰く「既に夫婦と為る。今にして之に乖そむは、其れ婦道を如何せん」と。聞く者、涙を垂らして深く其の志を憫れむ。強ひて留めずと云ふ。

①本伝承は白勢和一郎抄訳『泰西列女伝』（明治九）などに取り上げられ

ている。

②『小学新編』は「タイビルビヤ」とルビを付し、『泰西列女伝』は「デールフィルド」とする。詳細は不明。

(10) 源義仲の妾とこ鞆絵トモエ①は今井兼平の妹なり。美にして勇あり。武技を善くし、戦ふ毎に別に一部に將たり。向ふ所、皆捷かつ。義仲の敗るるに及び、騎従きじゆんする者僅かに十三人。鞆絵トモエ、其の中に在り。東兵尾とうへいして撃つ。鞆絵トモエ、薙刀とぎやを揮ひて健闘す。東兵皆靡しなぶ。畠山重忠は怪力あり。之を生得せんと欲す。目を注そそぎて之に薄る。其の鎧の袖を攫とらふ。鞆絵トモエ、馬に策はむす。馬躍り袖絶つ。重忠、得るあたはずして去る。義仲、栗津に至れば、則ち範頼既に勢多に破れて入る。遠江の人内田家吉、其の先鋒と為る。力は三十人を兼ね。鞆絵トモエと馬を接して交はり搏とらつ。鞆絵トモエ、之を鞍くらに伏せ、其の首を斬り、以て義仲に視す。義仲嘆じて曰く「家吉は勇士なり。乃ち首を女子に授く。吾も亦誰の手に終り死するかを知らず」と。因りて鞆絵トモエを諭して遁にげ去せしむ。曰く「死に臨みて妾を携ふれば、人我を何と謂はん」と。鞆絵トモエ、共に死せんことを請ふ。義仲之を強ふ。鞆絵トモエ乃ち嗚咽なげなげして辞し去る。甲を積てて間行し、信濃に帰る。時に年二十八。後、尼と為る。越後の友松に居り、義仲の冥福を祈りて身を終ふ。

①本伝承は『源平盛衰記』に基づく。

(11) 源義経の妾とこ静しずか①は都下の白拍子なり。義経の京師を去るに及び、従ひて吉野山に匿る。義経之を諭して訣別し、僕をして資を齎もたらして京師に送り還らしむ。僕其の資を奪ひて静を棄つ。静独り風

雪の中を行く。山僧之を捕へ、鎌倉に送り致す。義経の在る所を詰す。静固く知らずと陳ぶ。其の身あるを以て之を留む。頼朝の夫人政子、其の歌舞を善くするを聞き、召見せんと欲す。疾と称して至らず。既にして頼朝夫妻、鶴岡荘に詣づ。静を召して舞を命ず。簾を垂らして観る。静辞するに離別の情の切にして歌舞を意ふことなきを以てするも、之を強ふること再三。乃ち場の上る。工藤祐経は鼓を搦ち、畠山重忠は銅拍子を撃つ。静衣を整へて進み、和歌を唱して曰く

吉野山 峰の白雪 踏み分けて 入りにし人の 跡ぞ恋ひしき
又曰く

しづやしづ 賤のおだまき 繰り返へし 昔を今になすよしもがな 声態悽婉〔②〕たり。衆皆垂涙す。頼朝艶然として〔③〕曰く「賤婢の我を煩せず〔④〕して、敢て乱人を慕ふ」と。之を誅せんと欲す。政子諫めて曰く「彼のもし豫州〔⑤〕の恩を忘るれば女に非ざるなり。妾も亦嘗て夜雨を冒して君に従ふ。尤むることなかれ」と。頼朝の色解け、纏頭〔⑥〕を賜ひて之を罷む。

①本伝承は『大日本史』列女伝、小島玄寿『日本列女伝』（明治一一）、白川幸『本朝形史列女伝』（明治一二）、岡本賢蔵『修身女訓』卷三（明治一五）、林正躬『大東列女伝』（明治一七）、大森惟中『女学読本』（明治一九）などに取り上げられている。

②あでやかなさま。凄艶・凄婉に同じ。

③むつとするさま。

④ほめたたえる。

⑤源義経の別名。

⑥褒美として与える金品。祝儀。

〔12〕幾勢は豊後笠和邑の民房吉の妻なり〔①〕。幼きとき怙恃〔②〕を失ふ。年十九、房吉に適ぐ。未だ幾ならずして、房吉悪疾に罹り、起臥するあたはず。湯薬・食飲・櫛沐・溲溺、皆幾勢之を躬らす。濁潔〔③〕せざるはなし。身に縊縷〔④〕を服し、辛勤夜深に及ぶ。夫の側に臥し、未だ嘗て被を擁せず。未明に乃ち起きて労に服す。房吉、其の此の如きを見るに忍びず、離婚して他に適ぐを勧む。幾勢、矢ひて佗なし。益ます力を尽して看護す。姑あり。年老いて且つ性厲し。幾勢、之に事ふるに甚だ虔む。委折将順す。貧の甚しきに会し、人の為に傭作す。豫め夫姑の食物を設け、休憩の時間毎に輒ち帰りて安を問ふ。怡怡如たり〔⑤〕。之を久しくして、房吉の疾漸く劇しく、幾勢之を負ひて、屢しば庭園に行き、花草を賞し、或いは茶餅〔⑥〕を求めて之を供す。嚴冬に四肢凍冷するに遇ひては、己の肌膚を以て之を煖む。面腫鼻塞には、為に鼻涕を吸ふ。夷然として〔⑦〕厭悪の色なし。道士正徳院あり。幾勢の生母の後夫たり。幾勢は幼時に其の鞠育を受く。後に正徳院年老い且つ貧し。孥然として〔⑧〕独立し自ら存するあたはず。来りて幾勢を訪ぬ。幾勢、諸を別室に舍き養ふ。時に往きて之を省る。房吉、褥に臥すこと十三年にして歿す。幾勢哀毀して宮葬す。後十五年、姑歿す。仍りて正徳院の許に往きて之を養ふ。寡居すること終身。酒肉を御せず。毎日墓の上り、父母及び夫姑に拝す。生者に事ふるが如し。祈寒暑雨には、常に靈牌を懐にす。初め夫の死せし時、年猶ほ壮たり。其の廢居〔⑨〕を憐れみ、再嫁を勧むる者あり。幾勢黙然として涙を掩ふ。其の人

恥ぢて止む。文政中（一八一八〜一八二九）、藩主其の篤行を聞きて之を賞すること、凡そ七次。

①本伝承の典拠等については未詳。

②父母。

③ここでは清める、除き去るの意。

④襦袢に同じ。ぼろの着物。

⑤心和らぐさま。

⑥お茶と蒸し餅。

⑦平然としているさま。

⑧身よりのないさま。

⑨髪は未亡人。未亡人の一人住まい。

(13) 里慧は江都杵築邸の山本安兵衛の妻なり「①」。嫁ぎて未だ数年ならずして夫を喪ふ。子なし。他姓を養ひて後と為す。放蕩にして命を亡ふ。姑 里慧に謂ひて曰く「家の不淑は一へに此に至る。我、將に郷里に帰りて以て親旧に依らんとす。汝は妙齡なり。宜しく再醮②を図るべし」と。里慧之を聞きて愁然として曰く「悪ぞ是れ何の言か。児誓ひて它なし。且つ媪老ゆ。児荏弱③なりと雖も、必ず媪之之く所に随ふ。侍り養ひて身を終らん」と。姑数しば之を諭すも可かず。姑曰く「果して是の如し。我が子は猶ほ死せず」と。乃ち与に俱に邸を出で、北郊に棲居す。里慧是に従ひて親ら薪水を操し、姑を養ふこと益ます篤し。三十年猶ほ一日のごときなり。杵築の老侯、之を聞き、近臣岡田匡隆をして命を伝へて夫人の氏に仕へしめんとす。里慧曰く「妾 邸を去るの日、自矢して人間④を

棄つ。且つ一日も姑を離るるに忍びざるなり」と。固辞して応ぜず。正隆 親友に見ゆる毎に、屢しば之を語りて泣く。

①本伝承は小島玄寿『日本列女伝』（明治一一）、岡本賢蔵『修身女訓』卷

三（明治一五）、篠田正作『女子立志美談』（明治二四）などに取り上げ

られている。

②再婚する。

③柔らかく弱い。

④世間。

(14) 佐瑛は常之茨城郡蘆沼村の民伊平太の妻なり「①」。伊平太は家貧しく、湿瘡②を患ひ、年を踰へて瘳えず。佐瑛は垢面蓬頭して、便溺を承け③、痛癢を察し、其の菓餌を時にすること、未だ嘗て一日も怠らず。家益ます困厄す。冬月に当り、鶉衣④裡なく、肘露はれ脛暴す。時に年三十六。二子ありて皆に幼し。伊平太一日佐瑛に謂ひて曰く「汝と我と死せん。佗に適ぐにしかず。二児は汝に依りて存すれば、則ち我は賜を受けて死せん」と。佐瑛泫然として「⑤泣きて曰く「寧ろ飢えて死すとも、去るに忍びざるなり」と。奥の巖城に温泉あり。相伝ふるに、諸瘡を患ふ者、一浴して効あり。乃ち里人に乞ひて、一革車を造り、伊平太をして几に隠して坐せしむ。己は二児を抱負して之を輓く。胼胝⑥碎破し、血流れて蹠を被す。険峻にして進み難き処に遇へば、則ち助けを路人に乞ふ。十有七日を経て、纒⑦に温泉に達す。留まり浴すること十余日、瘳稍瘳ゆ。事藩に聞こえ、藩其の貞節を嘉とし、乃ち租税及び丁徭を免す。

①本伝承は小島玄寿『日本列女伝』（明治一一）、岡本賢蔵『修身女訓』巻四（明治一五）、大森惟中『女学読本』（明治一九）、西村茂樹『婦女鑑』一（明治二〇）、篠田正作『女子立志美談』（明治二四）などに取り上げられている。

②伝染性の皮膚病。疥癬。

③下の世話をする。

④つぎはぎのしてあるボロな着物。

⑤涙を流すさま。

⑥あかぎれ。

⑦やつと、の意。

（15）洛東に樵者七兵衛あり。山に入りて帰るに晩となる①。其の婦往きて之を求む。樹上に巨蟒あり。蛇蟻②低首して、腹果然たり。其の夫を呑む者に似たり。乃ち鎌を操りて直に巨蟒に当て、呑ましむ。乃ち口を剖きて腹に至り、遂に夫を將いて偕に出づ。

①本伝承の典拠等については未詳。

②うねるさま。

（16）玖理は甲之田中村の農夫安兵衛の妻なり①。婚して未だ幾ならずして、夫悪疾を患ふ。家素より貧しければ、乃ち夫に代りて力作し、夜には則ち湯薬を侍して、其の暇に紡績す。以て薪菜に供し、舅の六右衛門に事へ、甚だ虔む。六右衛門は年七十余。出でて郊野に遊ぶ毎に、玖理湯茶を持して左右に候ふ。遠きより帰れば、必ず之を里門に迎ふ。享保十三年（二七二八）七月八日、大風暴雨あ

りて、川流沸騰し、隣邑の堤防崩壊す。激浪山の如くして至る。安兵衛の病劇しくして、四肢潰爛②し、起つあたはず。玖理に謂ひて曰く「汝、我が病に侍して、辛勤すること年あり。吾深く心に銘ず。今、汝に万一の徳も報ずるあたはずして、斯の災厄に遇ふ。吾自ら度らん。命は旦夕に在り。則ち水に死すも亦可なり。汝は疾く老父を扶けて出でよ」と。玖理、涙を掩ひて曰く「良人の溺没するを見て、何ぞ独り生くるに忍びんや」と。言未だ畢らずして、門外詢詢③たり。且つ泣き且つ号して曰く「水既に近し。蓋ぞ疾く逃げざる」と。玖理乃ち六右衛門を扶けて出づ。隣人を呼びて之を托し、且つ田圃券と六右衛門の副衣とを交へて、油紙もて之を裹む。六右衛門曰く「汝と夫と来れ。然らずんば我独り生きず」と。玖理敬諾す。「大人は歩くこと遅し。請ふ、先に行け。妾は良人と追及せんと」。乃ち室に入り夫の側に抵りて、將に彊ひて之を扶け去らんとす。忽ち水大いに至り、遂に溺れ、相抱きて死す。既に水退き、民其の業に復す。各おの銭物を出して、以て玖理の冥福を修む。官其の節を賞して金若干を賜ふ。邑宰迺ち賜金を以て六右衛門を養ひ、為に其の典する所の田を復す。且つ石碑を建つ。題して節婦玖理の碑と曰ふと云ふ。

①本伝承の典拠等については未詳。

②やぶれただれる。

③やかましく騒ぐさま。

（17）神奈川県井戸谷村の農夫辰造は、質直にして力田す。其の妻勢伊は嘗て人の婢たり①。後に辰造に適ぐ。室家和睦すること三年。

一日、辰造 狂を發し、鎌を操りて勢伊の頭髮を斬る。勢伊、心を尽して医薬に看護す。未だ幾ならずして病痊ゆ。後相議して横浜に抵り、僑居〔②〕して商を為す。一夜酒を飲みて寝ぬ。夜深く辰造独り起き、剃刀を取りて勢伊の咽を傷つけ、自ら其の腹を屠る。勢伊驚き醒め、辰造も亦覺む。忽ち大声して人を呼び、医を招きて治を請ふ。之を久しくして瘳ゆるを得。勢伊の父、辰造に告げて離婚を請ふ。勢伊泣きて曰く「一たび夫婦と為る。疾の爲の故に之を棄つるは、兎意に非ずや」と。父強ひるあたはずして止む。其の後家益ます貧し。辰造 法商の傭〔③〕と為り、其の館に入りて麵包を製す。勢伊之に従ひ、洋人の子女を看護す。明治六年（一八七三）十月三日早旦、辰造 先に起き、大斧を提げて来り、勢伊の頭を打つ。頭裂くること二寸余。勢伊 驚き起きんとす。又之を斬る。長さ五寸、深さ五分。勢伊 大いに叫び、救ひを人に請ふ。辰造、倉皇として〔④〕逃ぐ。洋人之を見、大いに驚きて親人を召す。且つ官に告げて之を檢せしむ。勢伊曰く「妾は父と親戚との言を聴かずして、以て此に至る。死すと雖も他なし。願はくは妾死するの後、良人をして罪を獲しむることなかれ」と。官に見え、其の情を細述す。人其の貞節に感ずと云ふ。

① 本伝承の典拠等については未詳。

② 仮住まいをする。

③ 雇われ人。

④ あわてるさま。

（18）久良は下野の国の宇都宮邑の民半兵衛の妻なり〔①〕。半兵衛、

債を人に負ひて亡げ、往く所を知らず。是に於て久良は裁縫澣濯〔②〕して、以て父母及び其の女を養ふ。十年、父母俱に死す。其の間の看病・送葬、至らざる所なし。人、之に再醮〔③〕を勧むるも肯んぜず。居ること之を久しくして、夫の人の奴と為りて江戸に在るを聞く。人をして存問せしむ。半兵衛、久良の貞節なるを聞き、垂涙して過ちを改め、金少し許を儲け、之を贈る。後に人ありて久良の爲に債主に告ぐ。半兵衛を迎え還る。半兵衛既に帰り益ます志を励まし、業に復するを得。未だ幾ならずして、火災に罹ひ、一物も存せず。半兵衛曰く「是れ積悪の報なり」と。勤力して懈たらず。後終に豊富を致すと云ふ。

① 本伝承の典拠等については未詳。

② 洗濯に同じ。

③ 再婚する。

（19）周の晏嬰は齊の相たり。出づるに、其の御の妻 門間より窺ふ〔①〕。其の夫、大蓋を擁して、四馬に策うち、意気揚揚として甚だ自得するなり。既にして歸るに、妻 去るを請ふ。夫 其の故を問ふ。妻曰く「晏子は長六尺に満たざるに、身は齊国に相たりて、名は諸侯に顕はる。妾 其の志を觀るに、当に以て自ら下るあり。子は長八尺余なるに、人の僕御たり。自ら以て足れりと為す。是を以て去るを求むるなり」と。御者乃ち自ら抑損す。晏子怪しみて之を問ふ。実を以て對ふ。薦めて大夫と為す。〔②〕

① 本伝承は『列女伝』卷二賢明に基づく。

② 『女訓新書』⑭に同文を載せる。

(20) 明の周才美に子婦あり〔①〕。將に家政を以て之に付せんとす。論ずに斗斛称尺〔②〕各おの二様あるを以てす。婦悦ばず。拜して辞して婦と為るを願はず。他日子を生み家を敗るを恐る。才美愕然として曰く「何ぞ爾るか」と。婦曰く「翁平日に為す所は天に逆ふなり。妾心に安んぜず」と。才美曰く「汝の言誠に是なり。當に悉く除毀す〔③〕べし」と。婦曰く「未だ可ならず。其の用いる所の年数若干を問ふ」と。才美曰く「約二十余載なり」と。婦曰く「若し許せば、小斗を以て入るるを量り、大斗もて出すを量れ。小称短尺もて物を買ひ、大称長尺もて物を売れ。二十余年、以て前日の欺瞞の数に酬ゆれば、妾即ち願はくは留まらん」と。才美感悟し、欣然として許諾す。婦二子を生み、皆に少き年に登科す。

① 本伝承は中江藤樹『鑑草』、岡本賢蔵『修身女訓』巻六（明治一五）などに取り上げられている。

② 斗斛は容量を量るます、称は重さを量る道具、尺はものさし。

③ 取り除いて壊す。

(21) 宋の韓世忠は中興の名將たり〔①〕。其の妻の梁氏は、世忠を行間に知り、之に嫁ぐ。時に金人宋の地を蹂躪し、其の二帝を虜にす。大將の兀朮、兵十萬を將いて、長駆して江を渡る。勢風雨の如し。世忠与に戦ひ屈せず。退兵〔②〕二千を以て、其の帰路を江中に邀ふ。梁氏親ら前隊を將いて之に鼓し、血戦すること數十合。大いに兀朮を破り、其の婿の龍虎大王を擒にす。金人聳懼し〔③〕、復江を渡るの意なし。後世忠軍府を楚州に立て、自ら士卒と力役を同じし、

梁氏は自ら箔を織り屋を為る。是に於て士は皆先を争ひて奮闘し、遂に威名を一世に耀かすを獲。

① 本伝承は『宋史』韓忠世伝に基づく。

② 精兵。勢いのある兵。

③ 恐れるさま。

(22) 瑞士の呼倍爾は年十七にして明を失ひ憂悶す〔①〕。其の妻之を慰めんと欲し、勸めて学に就かしむ。呼倍爾、妻の目を以て己の目と為し、以て動植金石の諸物を視察す。学業大いに進み、遂に博物館を以て聞ゆ。夫妻共に上寿に躋り、福祥安寧たり。呼倍爾嘗て人に語りて曰く「今吾身に苦難あるを知らざるは、是れ吾が妻の賜なり。設し余が目をして再び明らかならしむれば、則ち反つて苦難を覚えん」と。其の蜂を論ずるの一書は、二十五年を経て方に藁を脱す〔②〕。精密明晰ならざるはなし。往往にして前人の未だ発せざる所を發すと云ふ。

① 本伝承の典拠等については未詳。

② 藁は稿の別体。原稿を書き上げる。

(23) 英の合密児頓は、壹丁部大学教授に任せられ、性理諸学科を教授す〔①〕。勤勉なること度を過ぎ、身体を毀損し、年五十六にして中風を患ふ。其の妻良人を助けて著撰し、之が手と為り、之が足と為り、之が耳目心思と為る。其の書を校正し、親ら講義を写す。其の他、一切の為し得るの事、力を竭して扶助せざるはなし。意へらく、合密児頓は、賢妻の内助を得るに非ずんば、殆ど其の著作をし

て一世に顕はさしむるあたはず、と。

①本伝承の典拠等については未詳。

(24)後漢の渤海の鮑宣の妻は、桓氏の女なり①。字は少君。宣嘗て少君の父に就きて学ぶ。父、其の清苦するを奇とするが故に、少君を以て之に妻はす。資装甚だ盛んなり。宣悦ばずして曰く「少君は当に驕に生まれ、美飾に習ふ。而るに吾は実に貧賤にして、礼に当るべからず」と。妻曰く「大人は先生の徳を修め約を守るを以ての故に、賤妾をして侍して巾櫛を執らしめん②」とす。既に君子に奉じ承はる。惟だ命あれば是れ従ふのみ」と。宣笑ひて曰く「能く是の如くんば、是れ吾が志なり」と。妻乃ち悉く侍御・服飾を帰し、更めて短布の裳を著けて、宣と共に鹿車③を挽きて郷里に帰り姑に拜す。礼畢り、甕を提げて出でて汲み、婦道を修め行ふ。郷里之を称す。

①本伝承は『後漢書』列女伝に基づく。

②ここでは私を妻として迎えようとした、の意。

③小さな車。

(25)唐の岐陽公主は憲宗（八〇五〜八二〇）の嫡女、工部尚書杜棕の配なり①。素柔順にして、拜起に家人の礼を用う。常に惊と謀りて曰く「上、奴婢を賜ふに、必ず窮約して我に事ふるを肯んぜず。奏して之を納れん」と。自ら微賤の制すべき者を買ひ、門を閉ざして寂然たり。人の声を聞かず。惊は惟だ書を読み、主は婦事を職とす。後、出でて澧州に刺②たり。人をして主を迎へしむ。郡県広

く供具③を設くるも、主悉く之を返して納れず。惊澧に在ること三年。主外事に与からず。姑疾に寝ね、薬を奉ずるに必ず親ら嘗む。喪には則ち哀慟すること礼の如し。諸貴戚、之を聞き、敬畏せざるはなし。

①本伝承は『女範』に基づく。また岡本賢蔵『修身女訓』巻五（明治一五）に取り上げられている。

②刺史。唐代では州の長官にあたる。

③ここでは歓迎の宴席をさす。

(26)唐の鄭義宗の妻盧氏、舅姑に事ふるに婦道を得①。一夜、強盗數十あり。杖を持して鼓譟②し、垣を踰えて入る。家人悉く奔竄す。惟だ姑のみ去るあたはず。盧氏刃を冒して往きて姑の側に至る。盗の為に捶撃して幾んど死す。盗去りし後、家人問ふ「何ぞ独り懼れざるか」と。盧氏曰く「人の禽獸に異なる所以の者は、其の仁義あるを以てなり。隣里尚ほ相救ふ。姑棄つべけんや。万一に禍に遇へば、豈に宜しく独り生くべけんや」と。

①本伝承は『新唐書』列女伝に基づく。

②太鼓を鳴らして騒ぐ。

(27)魏の慈母は孟陽の女、芒卯の後妻なり①。三子あり。前妻の子五人は、皆愛さず。慈母の之に遇すること甚だ厚きも、猶ほ愛さず。慈母乃ち其の三子をして前妻の子と斉しくするを得ざらしむ。衣服飲食、起居進退、甚だ相遠し。前妻の子、猶ほ愛さず。是に於て、前妻の子、魏王の令を犯して死に当る。慈母憂戚悲哀し、朝

夕勤苦して以て其の罪を救はんとす。人慈母に謂ひて曰く「子、母を愛さざること至って甚だし。何為れぞ勤苦憂懼すること此の如きか」と。慈母曰く「其の父其の孤と為りて、妾をして其の母と為らしむ。人の母と為りて其の子を愛すあたはざるは可なるか。彼妾を愛さずと雖も、安ぞ義を忘るべけんや」と。遂に魏王に説く。王之を聞きて、其の義を高しとし、乃ち其の子を赦し、其の家に復さしむ。此より此の五子、慈母に親附し、雍雍たること②一のごとし。母、礼義を以て訓導す。八子咸魏の大夫卿士と為ると云ふ。

①本伝承は『列女伝』巻一母儀に基づく。また内田尚長『女子孝節談』（明治一二）、岡本賢蔵『修身女訓』巻六（明治一五）、西村茂樹『婦女鑑』

四（明治二〇）などに取り上げられている。

②和らぐさま。

（28）宋の陳堂前は漢州雒陽の王氏の女なり①。節操行儀、郷人の敬ふ所と為る。但だ呼びて堂前と曰ふのみ。猶ほ私家の其の母を尊ぶがごときなり。堂前は年十八にして、同郡の陳安節に帰す。歳余にして夫卒す。僅かに一子あるのみ。舅姑生事なし。堂前、涙を歛して告げて曰く「人の子あるは、親を奉じて家を克くするに在るのみ。願はくは蠱を幹して②、子の在りし日の如くせん」と。既に其の夫を葬り、親に事へて家を治むるに法あり。舅姑之に安んず。子稍長じ、名儒に延して、訓導せられ、既に冠して大学に入る。年三十にして卒す。二孫咸篤学にして聞あり。初め堂前陳に帰せしとき、夫の妹は尚ほ幼し。堂前之を教育し、笄するに及びて③厚礼を以て嫁ぎ遣る。舅姑亡し、妹財を分かつを求む。堂前尽く室中の

有する所を遣りて、斬色④なし。五年ならずして、妹は得し所の財、夫の罄する所と為る⑤。乃ち帰り悔る。堂前為に田を買ひ屋を治め、諸甥を撫育すること己の子に異なるなし。親属に貧寒なる者あらば、収め養ひて婚嫁せしむるもの數十人に至る。自後、宗族無慮数百。里に故家甘氏あり。貧しくして其の女を酒屋に質す⑥。堂前金を出して之を購ひ⑦、帰する所あらしむ。子孫、其の遺訓に遵ひ、五世同居す。並びて孝友儒業を以て著はれ聞ゆ。乾道中、詔して其の間に旌表すと云ふ。

①本伝承は『宋史』列女伝に基づく。また大森惟中『女学読本』（明治一九）に取り上げられている。

②父が残した仕事を受け継いで果たす。

③笄はかんざし。女子は一五歳で髪を結いかんざしをさした。成人したの
で、の意。

④恥じるさま。

⑤使い尽くされる。

⑥ここでは、先に金を受け取って娘を奉公に出す、の意。

⑦請け出す。

※本訳注は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)（一般）「泊園書院を中心とする日本漢学の研究とアーカイブ構築」（研究代表者…吾妻重二 課題番号18H00611）による成果の一部である。